

平成 29 年度

市民福祉常任委員会
行政視察報告書

平成 29 年 6 月 27 日（火）～ 6 月 29 日（木）

東京都 板橋区
北海道 札幌市
北海道 帯広市

 日光市議会

市民福祉常任委員会行政視察 結果報告書

平成29年8月21日

市民福祉 常任委員会	委員長 瀬高哲雄	副委員長 加藤 優	
	大門陽利	齊藤正三	山越梯一
	福田道夫	加藤雄次	

◆視察項目

実施年月日	平成29年6月27日（火）～6月29日（木）	
視察目的	1. 老朽建築物等対策について（P3～）	東京都板橋区
	2. ふれあい・いきいきサロン事業について（P5～）	北海道札幌市 （札幌市社協）
	3. 地域公共交通について（P9～）	北海道帯広市
視察概要	東京都板橋区	<p>*人口：561,937人 *面積：32.22km²</p> <p>*特徴：東京23区の北西部に位置し、旧中山道「板橋宿」周辺の名所・史跡をはじめ、千年の昔から受け継がれる徳丸・赤塚地域の神事「田遊び」など、有形・無形文化財が数多く残る。現在は区北部を中心に、印刷、光学、精密機器などの工場群が立地し都内有数の工業地区だが、工業集積地でも宅地化が見られ、住工混在が進んでいる。</p>
	北海道札幌市	<p>*人口：1,953,784人 *面積：1,121.26km²</p> <p>*特徴：1869(明治2)年に開拓使が置かれて市の創建が始まり、1972(昭和47)年に政令指定都市へ移行。約1世紀半で人口195万人を超える都市に発展した道庁所在地で、北海道の政治・経済・文化の中心地。近年は人口減少や高齢化の進行、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小など、社会経済情勢が大きく変化するなか、「世界が憧れるまち」「共生のまち」を目指して施策を展開している。</p>
	北海道帯広市	<p>*人口：169,389人 *面積：619.34km²</p> <p>*特徴：1883(明治16)年に晩成社一向が静岡県松崎町から入植し開拓が始まる。農村部には広大な田園風景が広がり、日本を代表する大規模機械化畑作・酪農地帯を形成する一方で、都市部には大型商業施設や病院、公共施設などの都市機能が充実する。快適な都市機能と豊かな自然が調和する十勝の中核都市。十勝全域で地域成長戦略「フードバレーとかち」を推進し、産業の振興を図る。</p>

◆視察結果（個別票）

個別項目	老朽建築物等対策について【東京都板橋区】			
	視察先担当課	都市整備部建築指導課	添付資料	有・ <input type="checkbox"/> 無

I 視察要旨

- ・老朽建築物等対策計画2025の概要について
- ・これまでの成果と課題について
- ・今後の取り組みについて

II 事業の成果・課題

1. 成果

- 1) 平成27年度
 - ・都内初となる「板橋区老朽建築物等対策計画2025」を策定
- 2) 平成28年度
 - ・「東京都板橋区老朽建築物等対策条例」の制定（居住のある老朽建築物も含む）
 - ・老朽建築物等判定基準の策定
 - ・支援事業の開始（専門家派遣・除去助成）
 - ・行政代執行の実施（相続財産管理制度の活用）

2. 課題

- ・老朽建築物等の増加を未然に防ぐために、「適正管理」を推進する必要がある。
- ・特に危険な老朽建築物については、代執行を含めた措置の実施が必要になる。
- ・所有者等には、判断能力が低下している者、経済力不足により改善に向けた行動がとれない者などもおり、慎重に対応することが必要である。

3. 今後の取り組み

- 1) 啓発業務
 - ・住宅リフォーム、点検修繕の必要性を情報発信
 - ・維持管理に向けた啓発PRの充実
 - ・所有者等の責任について情報発信
- 2) 相談業務、マッチングサービス
 - ・無料相談窓口や合同相談会の開催・実施
 - ・所有者の多様な要望に応じるため事業者等を紹介するマッチングサービスの検討
- 3) 特定空家等・特定老朽建築物対策
所有者・管理者に対して次の内容を実施して対象件数の減少を目指す
 - ・対策条例に基づく強制力を伴った指導
 - ・問題解決のため、除却についての助成金制度

III 視察所見

板橋区は空き家や老朽建築物について、区民からの問い合わせが年々増加傾向にあ

り、平成25・26年度に実態調査を実施。居住の有無にかかわらず適切に管理されていない老朽化した建築物が多数存在することを確認した。実態調査は、対象となる建築物を3階以下の小規模建築物に絞って実施したが、その結果、危険度の最も高いものが207件、そのうち54件が接道のない敷地の建物であった。

この問題解決を図るため、平成28年3月に、計画期間を平成28～37年度までの10年間とする「板橋区老朽建築物等対策計画2025」を策定した。そして、対策協議会や対策検討会議を設置して助言を受けたり、検討・連絡・調整等を行った。また同年12月には、指導・助言・勧告・命令等の措置を規定して実効性を高めるための「東京都板橋区老朽建築物等対策条例」を施行した。この条例の特徴として、「緊急安全対策工事」「軽微な措置」では、いずれも区長が認めたとき必要最小限の措置を区が行うことができるとの規定がある。

その他、支援事業では、問題を抱える所有者などにアドバイスを行う専門家無料派遣（1人当たり上限3回）や、区が認定した建築物の除却費用の一部を助成する制度（接道敷地の場合は上限100万円、無接道敷地の場合は上限200万円）等を行っている。

さらに、具体的な取り組みの例として、平成29年3月に終了した木造2階建て、築58年の所有者死亡・相続人不在の老朽空き家（ごみ屋敷）の代執行について詳細な説明を受けた。

長年ごみをため続け、地域住民とトラブルになっていた当該家屋は倒壊の危険性もあったが、所有者が平成27年3月に死亡し、相続人もなく、状況の改善が見込めなくなったことから行政代執行を実施することとなった。平成28年3月の侵入者防止用仮囲い設置工事に始まり、同年4月から代執行に向けての本格的な検討や事務手続き等を開始。同年9月の補正予算で代執行費用を確保、同年12月に諸手続きを終え、平成29年1月17日に代執行を宣告して工事を開始。3月に工事完了検査を行って代執行終了を宣告。同年4月から、代執行費用約2000万円の回収手続きを実施している。

説明を伺いながら写真で示された現地の状況を見ると、この代執行がいかに必要であったかを感じることができた。リスクを伴うこのような工事に取り組んだ担当課の勇気に感心した。

◆視察結果（個別票）

個別項目	ふれあい・いきいきサロン事業について【札幌市社会福祉協議会】			
	視察先担当課	地域福祉部地域福祉課	添付資料	有・ <input type="checkbox"/> 無

I 視察要旨

札幌市では、社会福祉協議会が中心となり「ふれあい・いきいきサロン事業実施要項」を基に活動している。

1. ふれあい・いきいきサロン事業の目的

高齢者、障がい者、子育て世帯など、日々の生活に寂しさや不安を感じている市民の方々が、ふれあい・いきいきサロン（以下、サロンという）に参加することによって、地域からの孤立などの孤独感の解消や、参加意欲が生きがいつくりにつながることを目的とする。

2. サロンの経緯

平成17年からサロン事業を実施し、平成29年3月末現在、2,200町内会（平均500世帯）の中で704サロンが活動している。なお、当面の目標値は1,000サロンとのこと。

3. サロンの事業内容

- 1) 仲間づくり・生きがいつくり
- 2) 健康づくり・ストレス解消
- 3) 生活に役立つ情報の交換
- 4) 身近なボランティア活動

4. サロンの種類

- 1) 高齢者サロン
全サロンの約7割を占め、おしゃべり、お茶会、食事会、健康チェック、脳トレ、体操、合唱、外出行事、手芸、講座などがある。
- 2) 子育てサロン
全サロンの約2割で、自由遊び、読み聞かせ、季節の行事、昔遊び、手遊び、工作、人形劇など。
- 3) その他
全サロンの約1割で、障がい+複合サロンなどがある。

5. サロン開の開催場所

地区会館、町内会館、マンション・団地集会所、個人宅などが会場としてよく使用されている。

6. 社会福祉協議会のサロン活動に対する支援

- 1) 活動費の助成
助成期間は5年間で、1回あたり1,500円を助成し、年48回を上限

としている。ただし、子育てサロンのみのサロンは年12回を上限とする。なお、対象サロンの条件は、参加人数が5名以上、開催回数が年10回以上、概ね月1回以上で、特定の趣味活動に限定せず、広く市民に開かれた活動であり、概ね定期的に開催されていること。助成金は、4～9月分と10～3月分の、年2回の実績払いとなっている。

※平成28年度の助成実績（704サロン）

年間助成額	11,267,500円
年間開催数	7,109回
参加者述べ人数	76,242人
ボランティア述べ人数	19,018人

2) サロンに関する相談及びサロン登録の支援

サロンに関する相談などは各区社会福祉協議会で実施し、サロン登録の審査は市社会福祉協議会で行っている。

3) サロン情報誌などの発行

各区社会福祉協議会で活動紹介などの情報誌を発行し、市社会福祉協議会でもサロンの事例集などを発行している。

4) 各種研修会の開催などサロンの企画・運営にかかわる様々な支援

- ・サロンの立上げ支援や、運営上の課題解決に向けたアドバイスなど
- ・人の紹介：サロン運営を支援するボランティアや専門職の紹介
- ・場の紹介：サロン開催場所の情報収集と提供
- ・他サロンの見学調整
- ・サロン活動機材の貸出（1部の区のみ）
- ・万が一の備え：行事用保険の紹介・手続き

II 事業の成果・課題

1. 事業の成果（サロンの参加者に聞いた効果）

1) 仲間（友達）づくり

①友達が増えた	48.7%
② 〃 少し増えた	33.2%

2) 閉じこもり防止（外出）

①外出する機会が増えた	41.5%
② 〃 少し増えた	32.7%

3) 生活に対する意欲（健康づくり）

①健康に気を付けるようになった	52.0%
② 〃 少し気を付けるようになった	23.7%

4) 生活に対する意欲（行事参加など）

①参加することが増えた	38.1%
②お手伝いなど関わるようになった	20.7%

5) 生活に役立つ情報（町内会のイベントなど）

①情報を得ることができている	65.1%
②変わっていない	27.4%

6) 生活に役立つ情報（お店や病院）

①情報を得ることができている	59.0%
②変わっていない	32.1%

2. 課題

- 1) 助成制度を存続する上での財源確保
寄付金や共同募金収入が減少している。
- 2) 助成期間が終了したサロンへの支援
助成期間が終了したサロンの廃止が出てきているため、各種情報やノウハウの提供が必要。
- 3) 区社協の職員体制強化
1区（人口10～20万人）当たり、概ね係長1名、職員2名の3名体制で支援しているが、十分ではない。
- 4) 地域福祉活動を支援する人材の育成
サロンの立上げなどを支援できるコーディネーターとしての住民の育成・強化が必要で、地域間の福祉にバランスをとらなければならない。

Ⅲ 視察所見

社会福祉について、札幌市は非常に先進的な自治体であることを、あらためて認識させられた。

そして、札幌市より委託された、市社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロンの支援活動は、「成果を検証するための利用者へのアンケート内容」、「社会福祉協議会からの助成金の財源は、寄付金と赤い羽根共同募金のみであること」、「社会福祉協議会職員の熱意が伝わってくる」など、市民に寄り添った素晴らしい活動である。

今回の視察を通して、当市においても取組みの始まった高齢者サロンなどの設置に関して、コーディネーターと併せてプロデュースする人材を、早急に育成することの必要性を痛感した。

◆視察結果（個別票）

個別項目	地域公共交通について【北海道帯広市】 (あいのりタクシー・バス運行事業)			
	視察先担当課	商工観光部商業まちづくり課	添付資料	有・ <input type="checkbox"/> 無

I 視察要旨

- 公共路線バス事業は、乗合バス事業の需給調整規制の撤廃、採算性の問題による既存路線の廃止を経て、バスを利用できない地域が生じた。
- 規制緩和（平成14年度）による影響を見据え、帯広市バス交通活性化基本計画を策定（平成13年度）。計画的にバスの活性化に取り組む。
- 計画では、バス交通活性化の方針として、①適切なバスネットワークの形成、②バスサービスの向上策の推進、を据えている。
- 新しい交通システムの検討にあたって、2つの地区の交通システムが検討され、形態の異なるシステムの導入を決定した。
 - ・大正地区…デマンド型乗合タクシー「あいのりタクシー」を平成15年7月から実証実験運行し平成16年4月から本格運行を開始している。
使用車両はジャンボタクシー、運賃はエリア制で400円～1,000円。
大正地区から市内中心部へ4便、市内中心部から大正地区へ3便、大正地区内で5便運行されている。
 - ・川西地区…デマンド型相乗りバスを平成17年10月から運行している。
使用車両はマイクロバス、運賃はエリア制で300円～1,000円。
川西地区の八千代エリアと戸蔦エリアから市内中心部へそれぞれ3便、市内中心部から両エリアへそれぞれ4便運行している。
 - ・あいのりタクシー・バスともに農村部では自宅前などどこでも乗降が可能で、市内中心部では約10か所の停留所で乗降が可能となっている。

II 事業の成果・課題

- 平成14年度に地域住民が参加する運営協議会が設置され、運行方法を検討するとともに、アンケートやグループインタビューでニーズを把握し、運行方法を定めている。
- 運行開始後も市職員が毎年1回、町内会や老人会でグループインタビューを実施

し、要望等を聞いている。

- 農村部は散居型の集落形態であり、高齢者等の生活交通支援が必要であったが、回答者が特定できないアンケート調査ではなく、実際に利用する高齢者の意見を聞くグループインタビューが有効であった。
- 既存事業者との調整に苦慮したが、関係者が粘り強く調整した。また委託先のタクシー会社は地域で唯一の事業者なので、市街地タクシー会社との住み分けができています。
- 利用状況は平成16年の2,507人から、平成27年には16,504人と順調に増加している。
- 事業費は…
 - ・あいのりタクシー
利用料：136千円 高齢者利用料：3,638千円 委託料：8,942千円
 - ・あいのりバス
利用料：2,686千円 高齢者利用料：3,388千円 委託料：9,257千円
- 高齢者利用料とは、70歳以上でバス利用が可能な高齢者の利用料を無料とし、市が負担する「高齢者おでかけサポートパス事業」で、あいのりタクシー・バスの外に一般の市内路線バスでも利用できる。
- 利用が増えることは望ましいが、それに従って市が事業者を支払う委託料が増えるという状況にある。そこで、バス停における除雪等を地域ボランティアで支える、企業・病院等から協賛金を募ることを検討しているが、運賃改定が避けられない状況にある。

III 視察所見

どこの自治体でも頭を悩ませているのがこの事業だと思われる。そしてどこにも最善の施策というものが無いのが現状だろう。そのような中で帯広市の事業は他に見られない施策だと思えた。地域実情に合わせて、タクシー方式とバス方式を取り入れたのもその一つだろう。利用者の使い勝手をよく捉えていると思う。これはグループインタビューの成果で、住民意見をしっかり受け止めている証だろう。さらには運行開始後のフォローアップも感心させられた。日常業務に追われている中で、職員によるグループインタビューの実施には頭が下がる思いだ。このような丁寧な

サービスはとても参考になった。

また、市が中心となり、バス事業者等と協力し、小学生、高齢者へのバスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントを実施したり、バスは目的ではなく手段であるという考えの下、「目的別時刻表」の作成や、沿線施設と連携した「日帰り路線バスパック」による目的提案型の取り組みを実施するなど、「市民の足」を守るための取り組みに余念がないと思われた。

なお、帯広市地域公共交通活性化協議会は、これらの取り組みが評価され、平成27年度地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰を受賞している。

